

我孫子市子育て世帯への臨時特別給付金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、子育て世帯に対して臨時特別的な給付措置として実施する子育て世帯への臨時特別給付金（以下「給付金」という。）の支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 一般支給対象者 次条に規定する支給対象者のうち、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）第17条第1項に規定する公務員を除いた者をいう。
- (2) 公務員支給対象者 次条に規定する支給対象者のうち、法第17条第1項に規定する公務員をいう。

(支給対象者等)

第3条 この要綱に基づき給付金の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、第1号に掲げる者のうち、第2号又は第3号に該当する者とする。

- (1) 令和2年3月31日（第3号に掲げる者にあつては同年2月29日。以下「基準日」という。）において市長から法第7条の認定を受けていた者又は法第17条第1項に規定する公務員であつて基準日において本市の住民基本台帳に記録されている者
- (2) 令和2年4月分の法による児童手当（以下「児童手当」という。）を受給する者（法附則第2条第1項の給付を受給する者を除く。）
- (3) 令和2年3月分の児童手当を受給する者であつて、当該手当に係る法第4条第1項第1号に規定する支給要件児童（以下「支給要件児童」という。）又は同項第4号に規定する中学校修了前の施設入所等児童（以下「施設入所等児童」という。）が15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したこと又は死亡したこと（以下「年齢到達等」と

いう。)により、児童手当の支給を受けるべき事由が消滅した者

2 前項の規定にかかわらず、給付金は、別表の左欄に掲げる場合について、それぞれ同表の右欄に掲げる者が市内に居住する場合又は同欄に掲げる施設等が市内に所在する場合にあっては当該者又は当該施設等の設置者等に対して支給し、当該者が市外に居住する場合又は当該施設等が市外に所在する場合にあっては当該者又は当該施設等の設置者等及び支給対象者のいずれにも支給しない。ただし、既に前項第2号又は第3号に掲げる者（以下「受給者等」という。）に対して給付金の支給が決定されている場合は、この限りでない。

（対象児童）

第4条 給付金の対象児童（給付金の支給額の算定の基礎となる児童をいう。以下同じ。）は、受給者等に支給される令和2年4月分の児童手当に係る児童及び同年3月分の児童手当に係る児童（年齢到達等により、同年4月1日時点において支給要件児童又は施設入所等児童でない児童に限る。）とする。

（支給額）

第5条 給付金の支給額は、対象児童1人につき10,000円とする。

（一般支給対象者に対する支給の申込み等）

第6条 市長は、一般支給対象者に対し、給付金の支給の申込みを行う。

2 一般支給対象者は、前項の申込みを受けた際、給付金の受給の拒否を届け出ることができる。

3 市長は、令和2年5月29日までに前項の規定による届出がないときは、速やかに給付金の支給を決定し、別に定める様式により一般支給対象者に通知するものとする。

（一般支給対象者に対する支給の方式）

第7条 一般支給対象者に対する給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、一般支給対象者が、監護する児童が年齢到達等により、令和2年4月分の児童手当の支給を受けず、児童手当の支給に当たって指定していた口座等を解約等しており、給付金の支給に支障が生じるおそれがある場合に限り第2号に掲げる支給方式により行う。

（1） 児童手当口座振込方式 令和2年3月31日時点において市が把握

する児童手当受給口座に振り込む方式

(2) 指定口座振込方式 一般支給対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方式

(公務員支給対象者に係る申請受付期間)

第8条 公務員支給対象者に対して支給する給付金に係る市の申請受付期間は、令和2年6月1日から同年11月30日までとする。ただし、傷病、災害その他やむを得ない理由があると市長が認めるときは、これを変更することができる。

(公務員支給対象者に係る申請及び支給の方式)

第9条 給付金の支給を受けようとする公務員支給対象者は、別に定める子育て世帯への臨時特別給付金申請書（以下「申請書」という。）を市の窓口を持参し、又は郵送することにより、市長に申請しなければならない。

2 公務員支給対象者に対する給付金の支給は、第1号に掲げる方式により行う。ただし、公務員支給対象者が、金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り第2号に掲げる支給方式を行う。

(1) 指定口座振込方式 公務員支給対象者が指定する金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口現金受領方式 市の窓口において現金で支給する方式

3 市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、公務員支給対象者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第10条 前条第1項の規定による申請は、公務員支給対象者が指定した者であると認められる者その他市長が適当と認める者に限り、代理により行うことができる。

(公務員支給対象者に対する支給の決定)

第11条 市長は、第9条第1項又は前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、給付金の支給の可否を決定し、別に定める様式により公務員支給対象者に通知するものとする。

(給付金の支給等に関する周知)

第12条 市長は、給付金の支給事業の実施に当たり、支給対象者及び対象児童の要件、申請の方法、申請受付期間等の事業の概要について、広報その他の方法により住民に周知するものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第13条 第8条に規定する申請受付期間内に公務員支給対象者から第9条第1項又は第10条の規定による申請が行われなかった場合は、当該公務員支給対象者が給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が、第6条第3項の規定により給付金の支給の決定を行った後、第7条第1号又は第2号に規定する方式により給付金の支給を行う手続を行ったにもかかわらず、口座の解約、変更等により令和2年12月31日までに給付金を支給することができない場合は、当該支給の決定を取り消し、給付金は支給しないものとする。

3 市長が、第11条の規定により給付金の支給の決定を行った後、申請書の不備による振込不能その他公務員支給対象者又は代理人の責めに帰すべき事由により支給ができなかった場合において、市が確認に努めた上で、なお市長が別に定める日までに補正等が行われなるときは、当該給付金の支給の申請は、取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第14条 市長は、給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けた者がいるときは、既に支給した給付金の返還を求めるものとする。

(譲渡又は担保の禁止)

第15条 給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第3条関係）

<p>基準日後に受給者等が死亡した場合（第3条第2項の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定されるまでの間に死亡した場合を含む。）</p>	<p>左欄に掲げる者が死亡した日の属する月の翌月分の当該者に係る支給要件児童に係る児童手当の支給を受ける者その他これに準ずる者として適当と認められる者</p>
<p>基準日後から給付金の支給が決定されるまでの間に、対象児童が施設入所等児童であることを受給者等に令和2年4月分（第3条第1項第2号に規定する者にあつては令和2年3月分）の児童手当を支給する市町村（特別区を含む。以下同じ。）が把握した場合</p>	<p>左欄に掲げる施設入所等児童が委託されている小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親又は左欄に掲げる施設入所等児童が入所若しくは入院をしている障害児入所施設等（法第4条第1項第4号に規定する障害児入所施設等をいう。）の設置者</p>
<p>基準日後から給付金の支給が決定されるまでの間に、受給者等からの暴力を理由に避難し、当該者と生計を別にしている当該者の配偶者（現に対象児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする者に限る。）がその避難先の市町村において、当該対象児童に係る法第7条第1項の規定による認定の請求をし、当該避難先の市町村による当該認定の請求に関する通知が、受給者等に令和2年4月分（第3条第1項第2号に規定する者にあつては令和2年3月分）の児童手当を支給する市町村に到達した場合</p>	<p>左欄に掲げる当該者の配偶者</p>